

呉市教育委員会議題
(平成30年11月27日定例会)

呉市教育委員会

平成30年11月27日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第43号 呉市立天応小学校の校地面積の変更について
- 4 報告第29号 平成29年度定期監査の結果改善又は検討を要する事項の措置について
- 5 報告第30号 寄附受納について
- 6 報告第31号 運動部活動の方針について
- 7 教議第44号 臨時代理の承認について(平成30年度教育費補正予算) 【非公開】
- 8 教議第45号 臨時代理の承認について(公の施設の指定管理者) 【非公開】
- 9 報告第32号 民事訴訟の応訴について 【非公開】
- 10 報告第33号 専決処分について 【非公開】
- 11 教議第46号 臨時代理の承認について(職員人事) (人事案件) 【秘密会】

教議第43号

呉市立天応小学校の校地面積の変更について

次のとおり呉市立天応小学校の校地面積を変更する。

1 変更する面積

- (1) 変更前の校地面積 17,528平方メートル
- (2) 変更後の校地面積 17,454.3平方メートル
- (3) 減少する校地面積 73.7平方メートル

2 変更時期

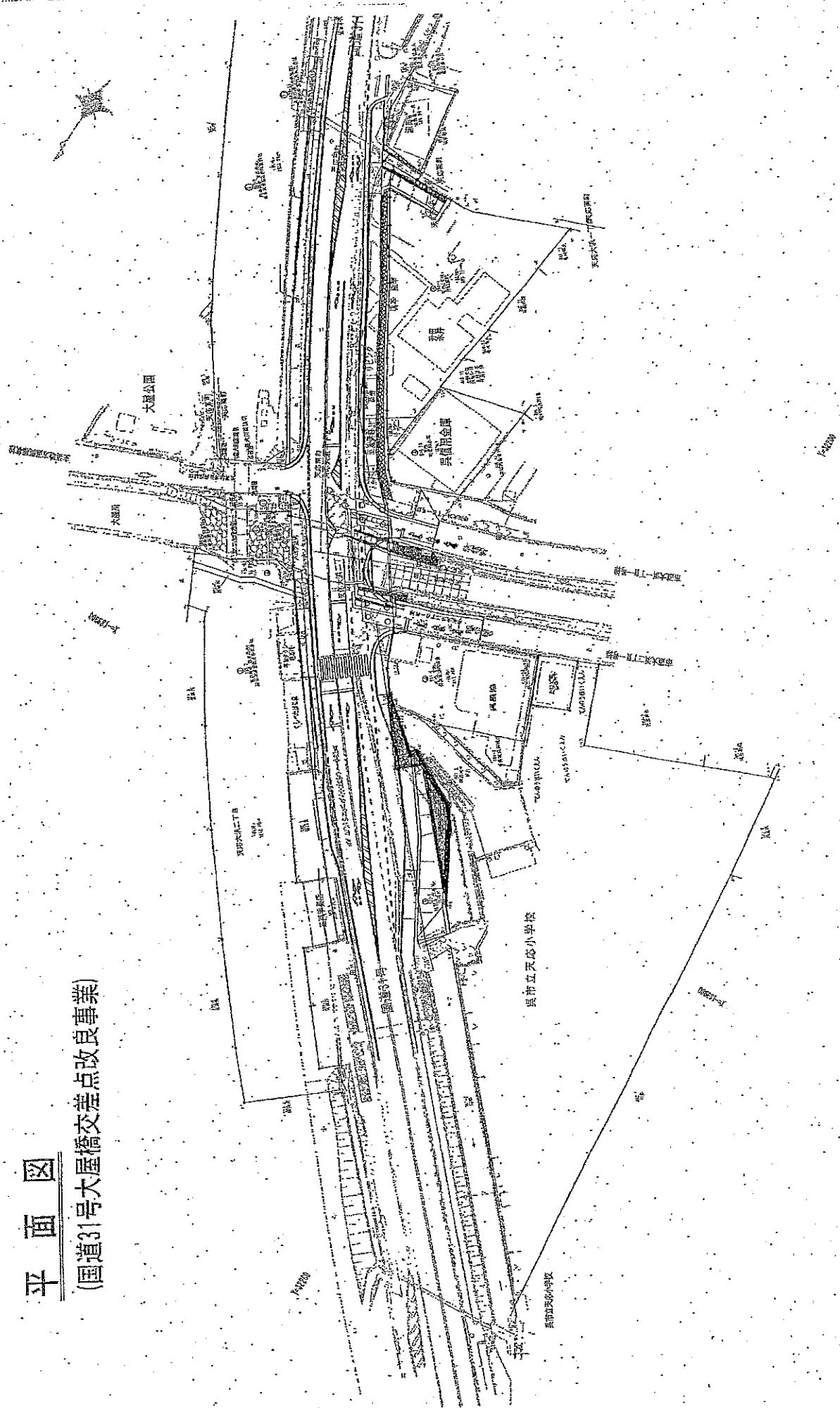
平成31年4月1日

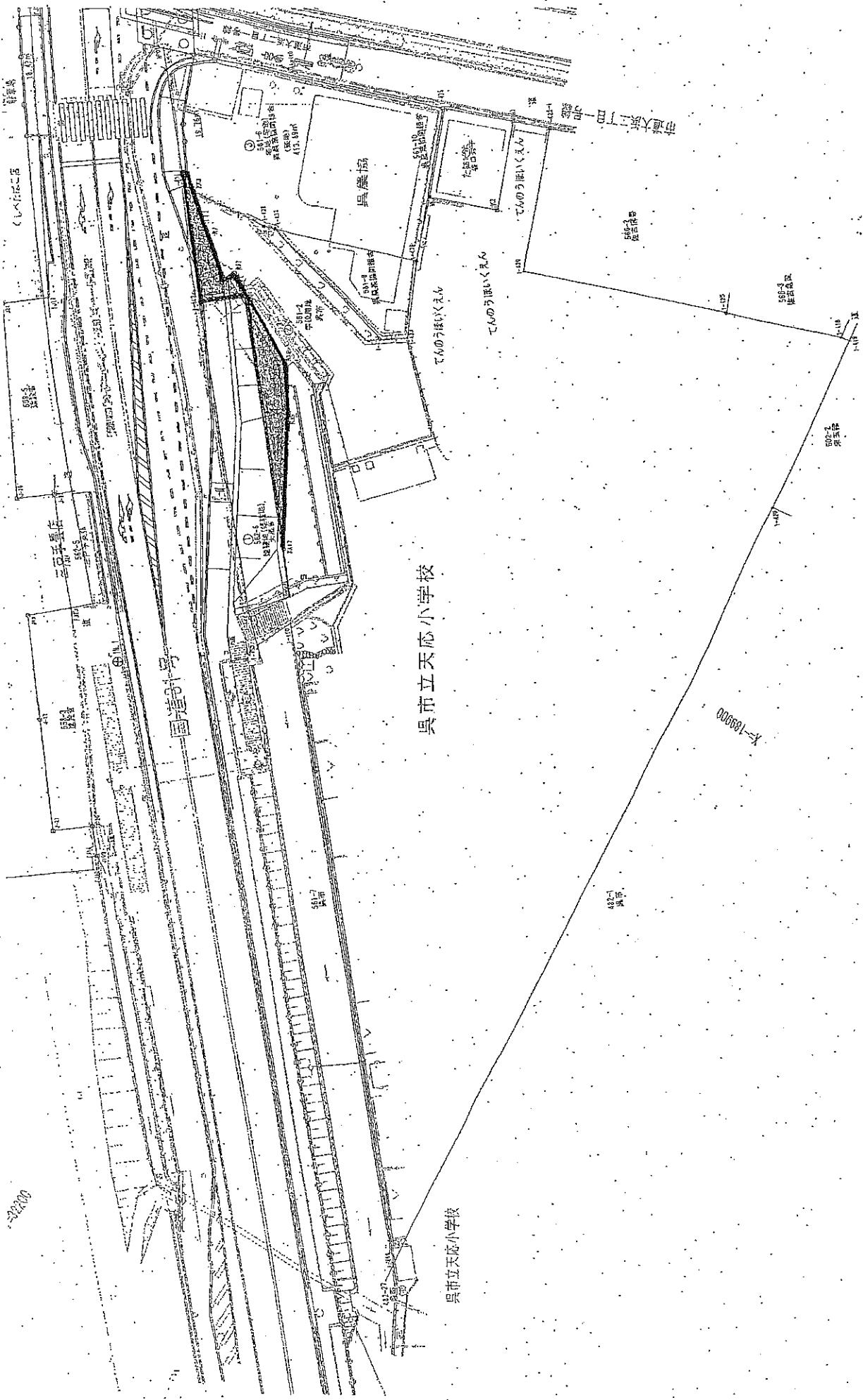
(提案理由)

国土交通省が施工する一般国道31号（大屋橋東詰交差点改良）工事に伴い、天応小学校敷地の一部を道路用地とするため。

平面圖

(國道31号大屋橋交差点改良事業)





報告第29号

平成29年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について

平成29年度定期監査における教育委員会分の指摘内容に対する措置状況については、別紙のとおりです。

改善又は検討を要望する事項	措置状況
<p>教育委員会</p> <p>1 学校施設課</p> <p>(1) 昭和中学校保健室エアコン修繕及び音戸小学校外5施設浄化槽維持管理業務の業者選定を行う指名業者審査伺いにおいて、部長決裁によるべきところ、課長決裁となっているものが見受けられた。</p> <p>ついては、物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程第13条第2項の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 復路が目的地から直接住居地となっている学校主事の市内出張旅費について、目的地から勤務地に至る旅費額を超えているにもかかわらず、目的地から住居地までの旅費を支給していた。</p> <p>ついては、旅費条例運用基準第13第1項第1号の規定に基づき、学校から提出された普通旅費請求書の内容を確認した上で支給されたい。</p> <p>(3) 学校施設課に送付された校長専決の学校施設使用許可申請書と領収済通知書を確認したことろ、屋内運動場兼講堂の使用料について、誤った額で納入通知書を交付していた。</p> <p>学校が使用料を算出し納入通知書を交付しているものの、学校施設課で歳入を調定するため、算出された金額と収納額を確認すべきである。</p> <p>ついては、適正な調定事務を行うとともに、学校に対して指導し再発防止を図られたい。</p>	<p>指名業者審査伺いについては、正当な決裁権者である担当部長の決裁を平成30年1月29日に受けました。</p> <p>今後は、物品の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規定第13条第2項の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。</p> <p>学校主事の市内出張旅費について、復路を目的地から勤務地までの旅費に修正し、過払いの旅費の戻入手続きをを行い、平成30年2月2日に完了しました。</p> <p>今後は、旅費条例運用基準第13第1項第1号の規定に基づき、学校に適正な事務処理を行わせるよう努めるとともに、学校施設課においても内容を確認した上で、支給事務を行います。</p> <p>誤った額で納入された屋内運動場兼講堂の使用料は、納入者と連絡を取り、調定額の修正を行うとともに納入者への戻出手続を行い、平成30年3月9日に完了しました。</p> <p>今後は、学校施設課で歳入調定をする際、算出された金額と収納額を二段階確認することとし、再発防止に努めます。</p>
<p>2 学校教育課</p> <p>(1) 夏季休暇について、1日又は30分が取得単位であるにもかかわらず、午前及び午後半日の取得を承認しているものが見受けられた。</p>	<p>ご指摘の件につきましては、平成30年3月12日に時間休暇の取得の承認に修正し、今後は、適正な休暇取得を行うよう課内職員に周</p>

改善又は検討を要望する事項	措置状況
<p>ついては、時間休暇の取得に関する取扱要領の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 出張命令回議書について、次の事例が見受けられた。</p> <p>ア 用務先の最寄駅を超えた旅費額を算出し支給していた。</p> <p>ついては、旅費条例第4条の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ 旅費を伴う市内出張について、市内出張命令回議書による旅行命令が発せられていなかった。</p> <p>ついては、旅費条例施行規則第3条の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>知徹底しました。</p>
<p>(3) 小学校連合音楽会参加児童送迎業務について、完了検査は、契約約款で業務の完了の通知を受けた日から10日以内に行わなければならぬとなっているにもかかわらず、11月30日に通知を受けて、完了検査日が翌年の1月29日となっていた。</p> <p>ついては、適正な検査事務をされたい。</p>	<p>用務先の最寄駅を超えた旅費額の支給については、県内出張命令回議書を適正な旅費額に修正し、平成30年3月13日に差額分を戻入しました。</p> <p>旅費を伴う市内出張の市内出張命令回議書による旅行命令については、平成30年3月13日に市内出張命令回議書を整備し、決裁を受けました。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行います。</p> <p>ご指摘の件につきましては、契約書等の諸規定を遵守して、適正な時期に業務完了検査をするよう徹底し、今後は適正な事務処理を行います。</p>
<p>3 学校安全課</p> <p>(1) 公立学校メール配信システム委託業務及び同年間利用契約の業者選定を行う指名業者審査問い合わせにおいて、部長決裁によるべきところ、課長決裁となっているものが見受けられた。</p> <p>ついては、物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程第13条第2項の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) スクールカウンセラー事業における4月分の報償費について、支給額を誤って算出し支給していた。</p>	<p>物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程第13条第2項の規定に基づき、平成30年2月16日に部長の決裁を受けました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めます。</p> <p>スクールカウンセラー事業実施報告書4月分について、相談時間が2時間30分ではなく、2時間であるとの確認を行い、過支給</p>

改善又は検討を要望する事項	措置状況
<p>ついては、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>分の報償費について、平成30年2月20日に戻入を行いました。 今後は、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>4 三坂地小学校 学校施設の使用許可について、校長の専決事項にもかかわらず決裁を受けずに使用許可書を交付していた。 ついては、市立学校施設使用規則第3条第3項の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(仁方中学校・警固屋中学校 共通事項)</p>	<p>(三坂地小学校) 本件につきましては、平成30年1月22日に正当な決裁権者である校長の決裁を受けました。今後は、市立学校施設使用規則第3条第3項の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>
	<p>(仁方中学校) 本件につきましては、平成30年1月19日に正当な決裁権者である校長の決裁を受けました。今後は、市立学校施設使用規則第3条第3項の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。</p> <p>(警固屋中学校) 本件につきましては、平成30年1月17日に正当な決裁権者である校長の決裁を受けました。今後は、市立学校施設使用規則第3条第3項の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>5 昭和西小学校 旅費を伴う市内出張について、次の事例が見受けられた。</p> <p>(1) 7月及び8月分の旅行命令が発せられておらず、旅費が支給されていなかった。 ついては、旅費条例第2条及び同施行規則第3条の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 復路が目的地から直接住居地となっている学校主事の市内出張旅費について、目的地から勤務地に至る旅費額を超えているにもかかわらず、目的地から住居地までの旅費を算出し請求していた。</p> <p>ついては、旅費条例運用基準第13第1項第</p>	<p>本件につきましては、平成30年1月22日に市内出張命令回議書を整備の上、普通旅費請求書を作成し、未払分の旅費の支給手続を行いました。今後は、適正な事務処理に努めます。</p> <p>本件につきましては、当該旅費の市内出張命令回議書について、平成30年1月30日に復路を目的地から勤務地までの適正な旅費額に修正し、差額分を戻入しました。今後は、適正な事務処理に努めます。</p>

改善又は検討を要望する事項	措置状況
<p>1号の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	
<p>6 蒲刈中学校 学校主事の年次有給休暇について、開始時刻が四半時ではなく、かつ、時間休暇取得後において勤務時間が30分未満となるような休暇の取得を承認していた。 については、時間休暇の取得に関する取扱要領の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>時間休暇の取得に関する取扱要領第4条第1項の規定に基づき、平成30年1月24日に開始時刻を四半時とする休暇に修正しました。 また、同要領の解釈について職員に周知徹底しました。今後は、適正な休暇取得に努めます。</p>
<p>7 豊浜中学校 大会参加費（資料代共）について、出席教職員により立替払いが行われていた。 立替払いは、地方自治法第232条の5第2項に規定されている支出方法に含まれていない。 については、校長以下、教職員全員が会計事務について再度確認するとともに、厳正な予算執行をされたい。</p>	<p>学校内での確認不足のため、研修の当日までに当該職員へ参加費の現金が渡されておらず、立替払いとなりました。 平成30年1月23日に校内研修を実施し、教職員に周知徹底、指導を行いました。今後は、地方自治法第232条の5第2項に基づき、適正な会計事務に努めます。</p>

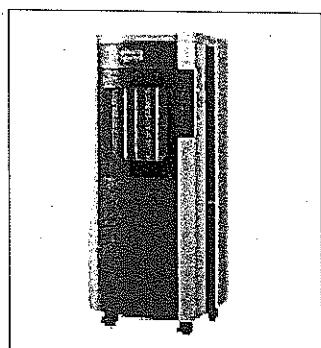
寄附受納について

学校施設課

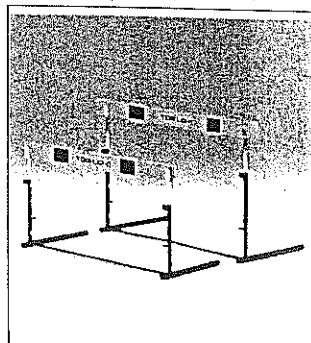
- (1) 平成30年7月豪雨で被災した学校の備品として、気化式冷風機など計34点の寄附申込があったので、音戸小学校、安浦小学校、天応中学校及び安浦中学校にそれぞれ受納した。

寄附申込者	受納校	名称	数量	評価額	受納年月日
東京中野ライオンズクラブ	音戸小学校	気化式冷風機	2台	450,000円	H30.10.29
		ハードルクラッチ	15台	135,000円	
	安浦小学校	ゲームベスト	8組	115,000円	
		卓球マシン	1台	110,000円	
	天応中学校	卓球マシン用キャディー	1台	11,600円	
		ボールカゴ	1台	30,900円	
		テニスネット	5枚	97,500円	
	安浦中学校	図書用書架	1式	250,000円	
計			34点	1,200,000円	

音戸小学校（気化式冷風機）



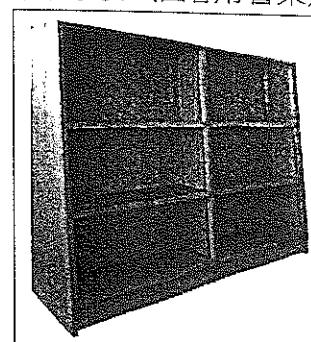
安浦小学校（ハーダルクラッチ他）



天応中学校（卓球マシン）

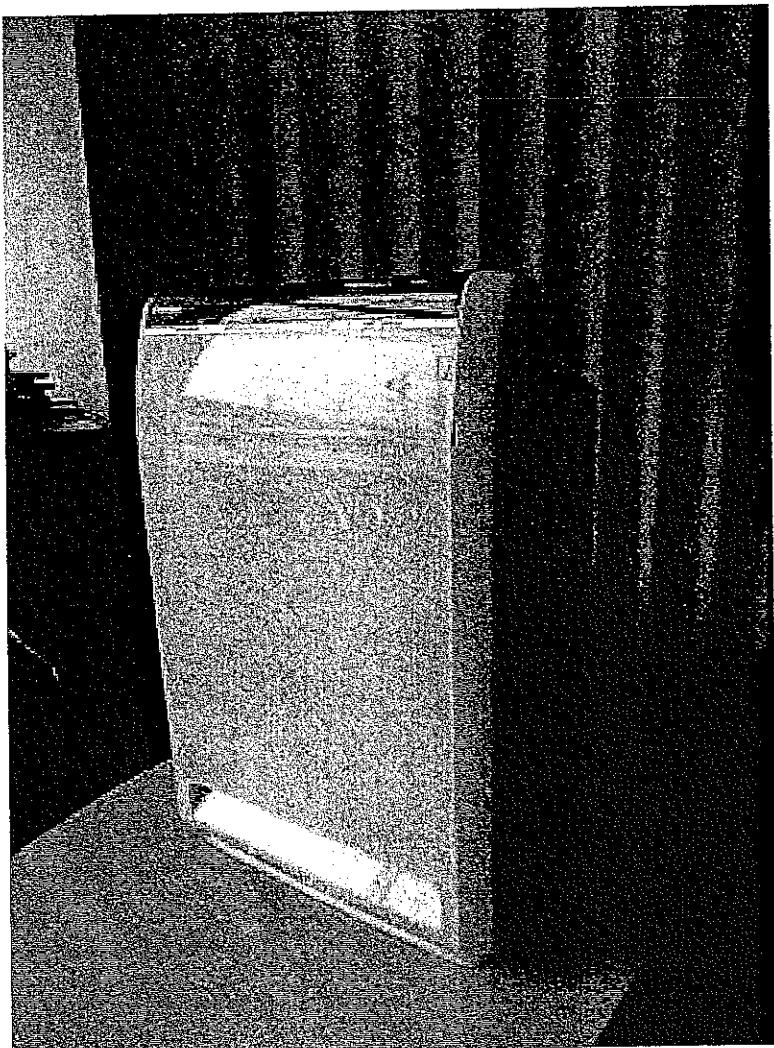


安浦中学校（図書用書架）



(2) 平成30年7月豪雨で被災した学校の備品として、空気清浄機計20台の寄附申込があったので、安浦小学校及び安浦中学校にそれぞれ受納した。

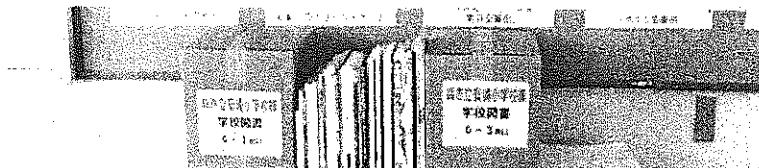
寄附申込者	受納校	名称	数量	評価額	受納年月日
広島県労働組合総連合	安浦小学校	空気清浄機	13台	379,080円	H30.11.19
	安浦中学校		7台	204,120円	
計			20台	583,200円	



(3) 平成30年7月豪雨で被災した学校の物品として、図書計688冊の寄附申込があったので、天応小学校、安浦小学校、天応中学校及び安浦中学校にそれぞれ受納した。

寄附申込者	受納校	名称	冊 数	評価額	受納年月日
作新学院	天応小学校	図書	107冊	161,138円	H30.11.21
	安浦小学校		231冊	311,942円	
	天応中学校		209冊	310,186円	
	安浦中学校		141冊	216,734円	
		計	688冊	1,000,000円	

・届いた本



児童図書

231冊



・作新学院の皆さんからいただいたメッセージ



報告第31号

学校安全課

運動部活動の方針

平成30年12月

呉市教育委員会

【 目 次 】

本方針策定の趣旨等	… 1
1 適切な運営のための体制整備	… 1
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 2
(1) 適切な指導の実施	
(2) 運動部活動用指導手引の活用	
3 適切な休養日等の設定	… 3
(1) 休養日及び活動時間の基準	
(2) 休養日及び活動時間の設定	
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	… 5
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	… 6
(1) 参加する大会数の上限	
(2) 参加する大会等の精査	

本方針策定の趣旨等

本方針は、呉市立中学校及び高等学校の生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長に提出する。
- イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ウ 呉市教育委員会は、上記イに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、外部人材の活用状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- イ 呉市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、外部人材を活用することに努める。

- ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、外部人材の活用状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 呉市教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- カ 呉市教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け 29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。呉市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること；また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、適切な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の基準

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究※1も踏まえ、以下を基準とする。

ア 休養日

中学校

■ 学期中

週当たり 2 日以上の休養日を設ける。

なお、平日は定時退校日と併せて少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

■ 長期休業中

学期中に準じた扱いを行う。ただし、部活動を教師の正規の勤務時間内に行うことにより、部活動を行った日においても教師の定時退校が可能であることから、部活動単位で設定することも可能とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

高等学校

■ 学期中

週当たり 2 日以上の休養日を設ける。

なお、平日は定時退校日と併せて少なくとも 1 日、週末は少なくとも 1 日以上を休養日とするが、高等学校段階の運動部活動は、中学校教育の基礎の上に活動されていることなどから、週末に活動した場合は、年間休養日の週平均が 2 日以上となるよう、休養日を他の日に振り替えることができる。

■ 長期休業中

学期中に準じた扱いを行う。ただし、部活動を教師の正規の勤務時間内に行うことにより、部活動を行った日においても教師の定時退校が可能であることから、部活動単位で設定することも可能とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

イ 活動時間

中学校

1 日の活動時間は、平日では 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

高等学校

1 日の活動時間は、平日では 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ただし、高等学校段階の運動部活動は、中学校教育の基礎の上に活動されていることなどから、年間の活動時間が週平均 16 時間未満で活動することができる。

(2) 休養日及び活動時間の設定

校長は、1(1)に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、3(1)の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

※1 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場

所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること※2、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である※3中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

その際、新たに運動部を創部する場合には、生徒・教師の数の動向、生徒や保護者の意向、継続的な運営について十分に検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 呉市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 呉市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 呉市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

ウ 呉市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

※2 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成30年2月公表)では、保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満である中学校2年生女子の割合は

19.4%で、このうち、0分の割合は13.6%であった。

※3 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成30年2月公表)では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる(男子42.9%・女子59.1%)」、「友達と楽しめる(男子42.7%・女子60.4%)」、「自分のペースで行うことができる(男子44.4%・女子53.8%)」が上位であった。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 参加する大会数の上限

呉市教育委員会は、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

また、各学校の運動部が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。

各学校の運動部が参加する大会は、学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。

それ以外の大会への参加については、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

(2) 参加する大会等の精査

校長は、上記の目安等を踏まえ、参加する大会等を精査する。